

特定地域で生産された食肉に関する注意喚起

標記の件について、競技者、サポートスタッフ、競技団体およびその他関係者の皆様に以下の情報提供および注意喚起申し上げます。

- 特定の地域においては、食肉用豚の成育促進のために禁止物質「クレンプテロール」が使用されることがあり、それらの国で提供される肉料理を食べた後にドーピング検査を受けると、検体からクレンプテロールが検出される可能性があります。

注) クレンプテロールは、「S1.2 その他の蛋白同化薬」に分類される禁止物質です
(禁止表国際基準 2020 年版)

参考 : https://www.playtruejapan.org/entry_img/wada_2020_japanese_prohibited_list.pdf

- WADA は 2019 年 5 月、上記の事象に関して以下のような通知を行いました。
 - ・食肉が原因と思われる低濃度のクレンプテロールが検体から検出された場合、競技者にメキシコ、中国、グアテマラへの渡航歴や食事状況を確認する。
 - ・競技者の回答が分析結果に符合するものであった場合、当該クレンプテロールの検出はアンチ・ドーピング規則違反としない。

参考 : <https://www.wada-ama.org/en/media/news/2019-05/wada-publishes-stakeholder-notice-regarding-meat-contamination>

- 当機構は、WADA の通知に従い競技者が競技会やトレーニングでそれらの国（メキシコ、中国、グアテマラ）に滞在する場合、以下の行動を推奨します
 - 1) 競技会主催団体または国際競技連盟が指定するレストランで食事を摂ること
 - 2) 指定のレストラン以外で食事をする場合には、複数名で食事をした上で、食事内容、時期、場所を記録すること

- ・ 当機構では、2011 年にも本件についての注意喚起を実施しています。

参考 : <https://www.playtruejapan.org/topics/2011/000154.html>